

事業実施・助成ガイドライン細則7 事業進捗報告にかかる措置

(事業進捗の報告)

第1条 事業開始後、実施団体は定期的に事業の進捗報告をしなければならない。

(事業進捗報告の頻度)

第2条 細則4 申請にかかる措置が定める初動対応期の事業及び国内の事業の事業進捗報告は、事業審査委員会が別途定める場合を除き、月毎に行う。ただし、事業期間が1ヶ月に満たない場合は、不要とする。それ以外の事業の事業進捗報告は、事業審査委員会が別途定める場合を除き、3か月毎と事業最終月に行う。

- 2 細則4 申請にかかる措置が定める初動対応期の事業及び国内の事業の事業進捗報告は、当月分を翌月5営業日の17時までに提出する。それ以外の事業の事業進捗報告は、対象月分を翌月8営業日の17時までに提出する。

(事業進捗報告の方法)

第3条 事業進捗報告は、電子メールにより、以下の電子メールアドレスに対して行う。

(1) jigyoshinsa@japanplatform.org

(2) ngo@japanplatform.org

- 2 治安上の理由により、事業進捗報告の報告先を事業審査委員会に限ることもある。

(事業進捗報告の報告事項)

第4条 事業進捗報告は、指定された様式に基づき、以下の内容を報告する。

1. 対象期間中の活動状況

- (1) 事業計画の事業進捗管理表に基づく事業の進捗状況
- (2) 活動内容
- (3) 進捗遅延の理由（遅れがあった場合）
- (4) 成果を測る指標の達成度
- (5) 活動上の課題・問題点と対処状況
- (6) 事務局への変更申請・変更の報告
- (7) スタッフの異動等

2. 事業実施をめぐる環境

- (1) 政治・社会状況
- (2) 治安・安全状況
- (3) 上記状況が及ぼす事業への影響
- (4) その他特記事項

附則

1. 本細則は、2011年度第2回常任委員会の承認を得て、2011年6月1日から施行する。
2. 本細則は、2011年度第12回常任委員会の承認を得て、2012年4月1日から施行する。
3. 本細則は、2012年度第12回常任委員会の議決により改正し、2013年4月1日から施行する。
4. 本細則は、2013年度第12回常任委員会の議決により改正し、2014年4月1日から施行する。
5. 本細則は、2015年度第6回常任委員会の議決により改訂し、2015年10月1日から施行する。
6. 本細則は、2018年度第6回常任委員会の議決により改訂し、2018年10月1日から施行する。
7. 本細則は、常任委員会の議決（メール審議639）により改正し、2019年12月19日より施行する。
8. 本細則は、2020年度第9回常任委員会の議決により改正し、2021年4月1日より施行する。
9. 本細則は、2022年度第9回常任委員会の議決により改正し、2023年4月1日より施行する。